

預金商品に係る書類の電磁的交付に関する規程 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
第1条の2 反社会的勢力との取引拒絶 この電子交付は、第7条第2項各号のいずれにも該当しない場合に依頼することができ、第7条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの電子交付依頼をお断りするとともに、当該お客様への電子交付サービスを制限もしくは停止できるものとします。 第7条 電子交付の中止・内容変更 (1) (略) (2) 次の各号の一にでも該当し、お客様からの電子交付依頼を受けることが不適切である場合には、当行はこの電子交付依頼を拒絶し、または お客様に通知することによりこの電子交付契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの電子交付契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に 到達したものととして電子交付契約が解約されるものとします。 ① お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「<u>暴力団員等</u>」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. <u>暴力団員等</u>が経営を支配していると認められる関係を有すること	第1条の2 反社会的勢力との取引拒絶 第7条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの電子交付依頼をお断りするとともに、当該お客さまへの電子交付サービスを制限もしくは停止できるものとします。 第7条 電子交付の中止・内容変更 (1) (略) (2) 次の各号の一にでも該当し、お客さまからの電子交付依頼を受けることが不適切である場合には、当行はこの電子交付依頼を拒絶し、または お客さまに通知することによりこの電子交付契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの電子交付契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それがお客さまの責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に 到達したものととして電子交付契約が解約されるものとします。 ① お客さまが、暴力団、暴力団員、<u>暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者</u>、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「<u>反社会的勢力</u>」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. <u>反社会的勢力</u>が経営を支配していると認められる関係を有すること

現行の文言	新しい文言
B. <u>暴力団員等</u>が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に<u>暴力団員等</u>を利用していると認められる関係を有すること D. <u>暴力団員等</u>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が<u>暴力団員等</u>と社会的に非難されるべき関係を有すること ② お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他 A から D に準ずる行為 (3)～(4) (略) 以上、預金商品に係る書類の電磁的交付に関する規程は、<u>2020年10月19日</u>より適用します。	B. <u>反社会的勢力</u>が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に<u>反社会的勢力</u>を利用していると認められる関係を有すること D. <u>反社会的勢力</u>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が<u>反社会的勢力</u>と社会的に非難されるべき関係を有すること ② お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他 A から D に準ずる行為 (3)～(4) (略) 以上、預金商品に係る書類の電磁的交付に関する規程は、<u>2025年10月1日</u>より適用します。